

健生食輸発0620第1号
令和7年6月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

特定の製造者が製造する中国産食品の取扱いについて

今般、輸入者による自主検査の結果、中国産無調味乾製品からサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反として取り扱われた事例があったことから、下記製造者が製造する食品（未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを含む。）については、本日以降、製品毎の初回輸入時において輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いします。

記

WEIHAI HANWEI AQUATIC PRODUCTS CO.,LTD.